

# 平成 2 9 年 第 2 回 臨時会

平成 2 9 年 8 月 4 日 開会

同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 9 年 8 月 4 日

---

議事日程

- 第 1 議員の辞職報告
- 第 2 新議員の紹介
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 管理者発言
- 第 7 議長の辞職の件
- 第 8 議案第 8 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 1 0 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 1 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の廃止について
- 第 1 4 議案第 1 5 号 多野藤岡医療事務市町村組合立老人介護支援センター事業特別会計条例の廃止について
- 第 1 5 議案第 1 6 号 損害賠償の額の決定について
- 第 1 6 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正

予算（第1号）について

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程 議長選挙

追加日程 仮議長の選任を副議長に委任するの件

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長選挙

### 出席議員（17名）

1番	中澤秀平君	2番	丸山保君
3番	大久保協城君	4番	湯井廣志君
6番	山田朱美君	7番	岩崎和則君
8番	反町清君	10番	冬木一俊君
11番	隅田川徳一君	12番	中島輝男君
13番	清水明夫君	14番	松本賢一君
15番	三澤望太君	16番	神田辰男君
17番	藤生善一君	18番	山崎恒彦君
19番	小屋淳君		

### 欠席議員（2名）

5番	青木貴俊君	9番	佐藤淳君
----	-------	----	------

---

### 説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	田村利男君
組合事業統括 兼病院院長	石崎政利君	附属外来 センター長	清水透君
介護老人保健 施設長	河合弘進君	経営管理部長	三浦真二君
看護部長	五十嵐克子君	薬剤部長	小幡輝夫君
参事兼 総務課長	新井滋君	参事兼 病院建設室長	高柳和浩君
企画財政課長	中里光夫君	用度課長	五十嵐良宣君
医事情報課長	小林ゆかり君	課長兼 地域医療支援 連携センター 事務統括	横坂政彦君
課長兼 研修管理センター 事務統括	酒井正子君		

---

### 事務局職員出席者

安全管理センター 看護師長	斉藤康行	室長補佐兼 病院建設グル ープリーダー	堀越丞
安全管理グル ープリーダー	鈴木晃	医事グル ープリーダ ー	齋藤功志

総務グループ 櫻井 力 総務課主査 萩原 和美  
リーダー

## 開会のあいさつ

議長（冬木一俊君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

青木貴俊議員、佐藤淳議員より、会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席届が提出されていますので、報告申し上げます。また、清水明夫議員より、おくれる旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

さて、本日、平成29年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期臨時会に提案されますものは、議案10件でございます。慎重にご審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行えますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

---

## 開会及び開議

午後1時30分開会

議長（冬木一俊君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成29年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 第1 議員の辞職報告

議長（冬木一俊君） 日程第1、議員の辞職報告を行います。

高崎市選出の田村理君、同じく高崎市選出の新保克佳君から、一身上の都合により5月14日付で辞職願が提出され、閉会中でありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので、報告いたします。

---

### 第2 新議員の紹介

議長（冬木一俊君） 日程第2、新議員の紹介を行います。

神流町より3月1日付で三澤望太君が選出当選されました。また、藤岡市より知識経験者として3月17日付で藤生善一君が選出当選されました。さらに、高崎市より5月15日付で中島輝男君、同じく高崎市より清水明夫君が選出当選されました。

以上、4名であります。

---

### 第3 議席の指定

議長（冬木一俊君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

12番、中島輝男君、13番、清水明夫君、15番、三澤望太君、17番、藤生善一君と指定いたします。

この際、新たに本組合議会議員となられた4名の自己紹介を許可いたします。中島輝男君、あいさつをお願いいたします。

議員（中島輝男君） ただいまご紹介にあずかりました高崎市議会の中島輝男でございます。

本当に正直に言って何もわかりませんので、皆様のご指導をいただきながらしっかりと務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 三澤望太君、あいさつをお願いいたします。

議員（三澤望太君） 皆さん、神流町の議会議員で副議長をやっております三澤と申します。よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 藤生善一君、あいさつをお願いいたします。

議員（藤生善一君） 藤生善一です。よろしくお願いいたします。

上大塚で皮膚科を開業しております。医師会のほうで議長を務めさせていただいております。ふなれな者ですけれども、よろしくお願いいたします。

---

### 第4 会期の決定

議長（冬木一俊君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 第5 会議録署名議員の指名

議長（冬木一俊君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、1番、中澤秀平君、3番、大久保協城君を指名いたします。

---

### 第6 管理者発言

議長（冬木一俊君） 日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 議会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成29年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、藤岡総合病院機能再整備計画に基づいて進めてまいりました新病院の建設工事につきましては、予定どおり本年9月に竣工、11月1日開院の運びとなっております。

新病院の開院によりまして、地域住民により一層頼られる病院として、質の高い医療を効率的かつ安定的に提供するとともに、地域における保健・医療・福祉の向上に大きく寄与するものと考えております。

関係各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、議案10件の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

---

## 第7 議長の辞職の件

議長（冬木一俊君） 日程第7、議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により退席し、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

（冬木一俊君 退席）

（午後1時38分休憩）

（午後1時38分再開）

副議長（松本賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

まず、辞職願を朗読させます。事務局長。

経営管理部長（三浦真二君） 辞職願。

今般、一身上の都合により、多野藤岡医療事務市町村組合議会の議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月17日。

多野藤岡医療事務市町村組合議会副議長 松本賢一様。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議長 冬木一俊。

以上でございます。

副議長（松本賢一君） お諮りいたします。冬木一俊君の議長の辞職を許可することに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、冬木一俊君の議長の辞職を許可することに決しました。

冬木一俊君の入場を求めます。

(冬木一俊君 入場)

副議長(松本賢一君) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

(午後1時40分休憩)

(午後1時48分再開)

副議長(松本賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議長の選挙

副議長(松本賢一君) これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に青木貴俊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました青木貴俊君を議長の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました青木貴俊君が議長に当選されました。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 4 9 分休憩)

(午後 1 時 5 3 分再開)

副議長 (松本賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長に当選されました青木貴俊君に電話で確認したところ、就任承諾の意思がありましたので、ここに報告いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 5 3 分休憩)

(午後 1 時 5 7 分再開)

副議長 (松本賢一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。仮議長の選任を副議長に委任するの件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長 (松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を副議長に委任するの件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。議長欠席のため、地方自治法第 1 0 6 条第 3 項の規定により、仮議長の選任を副議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長 (松本賢一君) ご異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を副議長に委任することに決しました。

よって、仮議長に反町清君を指名いたします。

仮議長承諾のごあいさつをお願いいたします。反町清君。

仮議長 (反町 清君) ただいま仮議長に指名されました藤岡の反町清でございます。

皆様方のご協力よろしくをお願いいたします。

副議長 (松本賢一君) 暫時休憩いたします。

(午後 1 時 5 8 分休憩)

(午後 2 時 0 2 分再開)

仮議長 (反町 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 副議長の辞職の件

仮議長 (反町 清君) 副議長の松本賢一君より、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

仮議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松本賢一君の退席を求めます。

（松本賢一君 退席）

仮議長（反町 清君） まず、辞職願を朗読させます。事務局長。

経営管理部長（三浦真二君） 辞職願。

今般、一身上の都合により、多野藤岡医療事務市町村組合議会の副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年8月4日。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議長 青木貴俊様。

多野藤岡医療事務市町村組合議会副議長 松本賢一。

以上でございます。

仮議長（反町 清君） お諮りいたします。松本賢一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

仮議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、松本賢一君の副議長の辞職を許可することに決しました。

松本賢一君の入場を求めます。

（松本賢一君 入場）

仮議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

（午後2時04分休憩）

（午後2時07分再開）

臨時議長（小屋 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。ご異議はありますか。

（「異議なし」の声）

臨時議長（小屋 淳君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

（午後2時07分休憩）

（午後2時13分再開）

臨時議長（小屋 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 副議長の選挙

臨時議長（小屋 淳君） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

臨時議長(小屋 淳君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

臨時議長(小屋 淳君) ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

副議長に三澤望太君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名をいたしました三澤望太君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

臨時議長(小屋 淳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三澤望太君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました三澤望太君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長承認のあいさつをお願いします。三澤望太君。

副議長(三澤望太君) 三澤望太でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま多野藤岡医療事務市町村組合議会副議長選挙におきまして、不肖私が当選させていただきまして、心から感謝申し上げます。

議長の補佐役として、誠心誠意円滑なる議会運営に努力する所存でございます。今回は特に議長が不在ということで、いきなり大役なのでとても戸惑っておりますが、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。副議長就任のあいさつにかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

臨時議長(小屋 淳君) この際、前議長冬木一俊君から退任のあいさつを願います。

議員(冬木一俊君) 一言退任のあいさつをさせていただきます。

平成27年6月30日に議長に就任以来、議員各位を初め、執行部の皆様方のご協力をいただき職責を果たすことができました。衷心より厚く御礼申し上げます。

今後、地域福祉の発展のため、微力ではございますが、誠心誠意の努力をさせていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

まことに簡単ではございますが、退任のあいさつといたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

臨時議長（小屋 淳君） この際、前副議長松本賢一君から退任のあいさつを願います。

議員（松本賢一君） 一言退任のごあいさつをさせていただきます。

在職中は、議員各位のご協力によりまして無事責務を果たすことができました。まことにありがとうございました。

今後は、前議長と同様、地域医療福祉の発展のために尽くしてまいり所存でありますので、より一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。大変にありがとうございました。

臨時議長（小屋 淳君） 副議長の選出に当たりましては議員各位のご協力をいただき、臨時議長としての職務を務めさせていただきました。ふなれなためご迷惑をおかけした点多々あったと思いますが、副議長選挙が終了いたしましたので臨時議長の職を解かせていただきます。

議員各位のご協力まことにありがとうございました。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（午後 2 時 1 8 分休憩）

（午後 2 時 1 8 分再開）

副議長（三澤望太君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長欠席のため、議長の職務を務めさせていただきます。

---

#### 管理者あいさつ

副議長（三澤望太君） ここで、管理者からの発言の申し出がありますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 議長、副議長のご就任に際し、心からお祝いを申し上げます。

ただいま当選されました青木貴俊議長並びに三澤望太副議長におかれましては、まことにおめでとうございます。お二人とも人望厚く、正副議長にふさわしい方であり、今後の議会運営に十分お力を発揮されますことを心からご期待申し上げます。一言お祝いのあいさつとさせていただきます。

また、退任されました冬木前議長並びに松本前副議長におかれましては、議会運営はもとより、地域医療福祉の発展に大変ご尽力を賜りました。まことにありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 第 8 議案第 8 号

副議長（三澤望太君） 日程第 8、議案第 8 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、新病院開院に伴い、現在の公立藤岡総合病院の入院機能と附属外来センターの外来機能が統合されますので、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、第1条において、新病院の名称を「公立藤岡総合病院」、位置を現在の附属外来センター所在地の「群馬県藤岡市中栗須813番地1」とするものでございます。

また、第2条の病床数につきましては、一般病床391床を410床に改めるものでございます。現在の公立藤岡総合病院の一般病床391床と附属外来センターの一般病床19床を合わせますと410床となり、新病院においても一般病床数に変更はございません。新病院全体の病床数は一般病床410床、感染症病床4床、合わせまして414床でございます。

施行日につきましては、平成29年11月1日とするものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（三澤望太君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（三澤望太君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 第9 議案第9号

副議長（三澤望太君） 日程第9、議案第9号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数

条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第9号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、提案の理由を説明申し上げます。

本改正は、新病院における職員定数について、所要の改正をお願いするものでございます。

職員の定数につきましては、現行の規定では、公立藤岡総合病院事業部門、附属外来センター事業部門、訪問看護ステーション事業部門、介護老人保健施設事業部門の4部門で構成される組合全体の職員定数として620人でございます。

新病院の開院に伴い、附属外来センター事業部門が公立藤岡総合病院事業部門に統合されることから、公立藤岡総合病院事業部門、訪問看護ステーション事業部門、介護老人保健施設事業部門の3部門で構成される組合全体の職員定数として620人に改めるものでございます。組合全体の職員定数は620人で変更はございません。

また、兼務のみを定数外とする規定につきましては、藤岡市の例に倣い、兼務、休職職員及び派遣職員について定数外とするものでございます。

施行日につきましては、平成29年11月1日とするものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（三澤望太君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（三澤望太君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

## 第 10 議案第 10 号

副議長（三澤望太君） 日程第 10、議案第 10 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院  
使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第 10 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料  
条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、新病院の開院に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

第 1 条につきましては、新病院となる公立藤岡総合病院における使用料を定  
めるものでございます。

第 2 条につきましては、現行の規定から「初診に係る保険外選定療養  
費 1, 500 円」を削るほか、新病院における特別病室使用料として別表の額  
に改めるものでございます。

初診に係る保険外選定療養費につきましては、初期の診療は医院・診療所で、  
高度・専門医療は病院で行うという医療機関の機能分担の推進を目的として厚  
生労働省から認められている制度でございます。200 床以上の病院が対象で  
あり、附属外来センターにおける診療には適用されません。

平成 29 年 4 月 1 日より、附属外来センターの初診の受け付けが紹介型外来  
に変わり、かかりつけ医の紹介状をお願いしておりますが、紹介状がない場合  
でも受診でき、初診に係る保険外選定療養費についてはいただいております。

新病院の外来部門においても、現在の対応をそのまま受け継ぐこととするた  
め、初診に係る保険外選定療養費の規定を削るものでございます。

また、新病院の特別病室につきましては、特別室、一般個室 A、一般個室  
B、2 人室の 4 種類となります。使用料の額は設備の相違や他の公立病院との  
均衡を考慮し、設定したものでございます。

施行日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議  
の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終  
結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（三澤望太君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合病院  
使用料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の  
起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(三澤望太君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可  
決されました。

---

### 第11 議案第11号、議案第12号

副議長(三澤望太君) 日程第11、議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員  
の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第12号、多野藤  
岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以  
上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(三浦真二君) 議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務  
時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第12号、多野藤岡医療  
事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、関連があ  
りますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

職員の勤務時間につきましては、平成20年に、人事院が「職員の勤務時間  
を1日7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当」と  
する勤務時間見直しの勧告があり、関係法令が改正されましたが、当組合では  
入院と外来の分離により医師の常勤、非常勤の管理が複雑となるため、勤務時  
間の見直しを行わないまま推移してまいりました。

本改正は、新病院の開院に伴い、医師の勤務時間の管理が一本化されますの  
で、所要の改正をお願いするものでございます。

議案第11号の職員の勤務時間につきましては、現行の規定では「1日8時  
間、1週間当たり40時間」となっておりますが、新病院においては「1日7  
時間45分、1週間当たり38時間45分」に改めるものでございます。

また、再任用短時間勤務職員の勤務時間につきましては、現行の「1週間当  
たり16時間から32時間までの範囲内」を「1週間当たり15時間30分  
から31時間までの範囲内」に改めるものでございます。

次に、議案第12号の育児短時間勤務職員の勤務時間につきましては、現行  
の「1週間当たり20時間、24時間又は25時間」を「1週間当たり19時  
間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改めるも  
のでございます。

なお、改正後は、勤務開始、終了の「午前8時30分から午後5時15分まで」は変更ございません。休憩時間が「午後零時15分から午後1時まで」の45分から「午後零時から午後1時まで」の1時間になるものでございます。

施行日につきましては年度当初からとし、平成30年4月1日とするものでございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 勤務時間に関する事について、40時間を38時間45分に改めるようですけれども、昼休みは12時から、12時15分が休憩時間ですね。それで、それから休憩時間になるというような、それがこんどなくなって15分短縮するんだという解釈でよろしいですか。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） ただいま休憩時間のご質問だと思いますけれども、今やっています休憩時間につきましては、12時15分から13時までの45分です。休憩時間が45分であったものを、新病院になりまして30年度からは休憩時間を12時から13時までの1時間とさせていただきます。

副議長（三澤望太君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） それは当然、15分のところを勤務が短縮をされたわけですから、そういう40時間から38時間45分の当然15分の給料を、仕事をしていないわけですから、その点は、だから休息、時間は短縮されたけれども給料はそのままなのか、減額する考えはあるのかお伺いしたい。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） 確かに、勤務時間が今までは週40時間ということで、それが38時間45分ということになるわけですので、その分勤務時間は短縮してサービスに影響が出ないかというご質問であると思うんですけれども、まず、1日当たり15分短縮になりましても、これまでの患者サービス、それはもとより、それ以上の患者サービスの向上ができますように組織を挙げて努めてまいりたいというふうに思っております。

それで、勤務時間を変更させていただく予定なんですけれども、この機会に各所属で仕事の進め方、そういうことを再点検して効率的に業務を遂行してまいりたいというふうに考えているところです。

副議長（三澤望太君） ほかにご質疑ございますか。中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 議案第11号について質問させていただきます。

先ほど、湯井議員のほうからの関連になるんですが、今まで40時間の決まりだったものを38時間45分に短くするということなんですが、今、実際に働いている方で、40時間で仕事の勤務時間がおさまっている状態になっているかどうか、まず伺います。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） 1日当たりの勤務時間につきましては8時間ということで、8時間の範囲内で業務が終わらない場合もございます。そういった場合は超過勤務ということで申請をしていただいております。

副議長（三澤望太君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） そうしますと、この体制によって時間は短くするというふうな条例に変えられたとしても、仕事の量が変わらなければ実際に働く時間は変わらないというふうに思うんですが、その点、先ほど答弁の中で業務改善によって改善を図っていくというふうな答えがありました。個人、または部署の努力だけではなかなか難しいのではないかと思います。そのあたりどうでしょうか。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） 先ほど、各所属におきまして業務の改善を進めるというお話をさせていただきました。ただ、各所属だけでなく、病院一体となりまして業務改善というものを進めていかなければならないというふうに思っております。今回、入院棟と外来センター統合されるわけですので、まず統合になった時点でどういう業務の改善ができるかというものを、各所属もとより病院全体で進めてまいりたいというふうに思っております。

副議長（三澤望太君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ぜひ、現場で働いている方の無理のないような働き方ができるように努力をお願いしたいと思うんですが、そういった働いている方がもし労働環境の条件の中で不満があったり、苦情を、声を上げたりという場合には、そういった受け付けをする窓口というのはどういったものになるか伺います。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） 職員の苦情の受け付け等につきましては、なかなか所属の中で上司に言うというような状況も難しい場合もあるかとございます。そういった場合には総務担当といたしまして私の所管するところでも相談にのったり、聞き取りのほうをさせていただいております。

副議長（三澤望太君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） その担当部署、または上司、総務課として受け付けるということですが、本来こういった苦情、公務員の場合、公平委員会というところで扱う

のではないかなというふうに思うんですが、この公平委員会についての周知や案内といったものは組合としてはどのように行っているか伺います。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） 公平委員会の関係につきましては、確かに苦情の申し出、受け付ける機関として組合としてもあるわけなんですけれども、特に職員に対して、その件について個別に周知ということは現在行っておりません。

副議長（三澤望太君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 職員の中で実際に上がっている声ですが、上司や、またその担当部署で相談ができない、どこにそういったものは不満をぶつけたらいいのかわからないというような声も出ている中で、きちんとした法律に定めてある、そういった組織を紹介しないというのはちょっと問題があるのかなというふうに思います。実際に、病院に看護師をふやしてほしい、過重労働で大変だというような声が上がってきている中で、公平委員会へそういった相談や苦情の受け付けがあったかどうか私のほうで聞いてみましたら、ここ数年、なかったというふうに聞いております。

現場では、非常に大変な業務の中で少ない人数で対応していて、大変な部署もあるというふうに聞いておりますが、そういった方たちが不満というか、労働条件の改善だったり苦情を、まず聞いてもらえる場所、そういったものがあるというふうに思えることがひとつ安心になるんだというふうに思います。そういった、まず実態を把握するために周知をすることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（三澤望太君） 総務課長。

総務課長（新井 滋君） 労働環境を改善していくためには、相談する窓口というのも幾つもあったほうがいいのかというふうに思います。公平委員会もその一つだと思いますので、今後職員に対してはそういうところもあるというのは周知をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、職員の労働環境をより一層改善ができますように努力していきたいというふうに考えております。

副議長（三澤望太君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ぜひ、条例どおりの勤務時間で労働体制というか、なるようにお願いしたいと思います。仕事が多い場合、時間外勤務で対応するというような答弁もありましたが、それは例外だというふうに思いますので、業務が、時間が追いつかないという場合は人員体制の確保、これが必要になってくると思います。そちらもあわせて、ぜひお願いしたいというふうに思います。

質問終わります。

副議長（三澤望太君） ほかにご質疑ありますか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(三澤望太君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第11号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(三澤望太君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(三澤望太君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(三澤望太君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## 第12 議案第13号

副議長(三澤望太君) 日程第12、議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(三浦真二君) 議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与

に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、新病院の開院に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

第12条につきましては、議案第11号、第12号と同じく、職員の勤務時間を「1日8時間」から「1日7時間45分」に改めるものでございます。

また、別表の医師の給料表につきましては、4級の標準的な職務の規定から、「附属外来センター長の職務」と「副附属外来センター長の職務」を削り、「副院長の職務、施設長の職務、統括部長の職務」に改めるものでございます。

施行日につきましては、別表の改正は平成29年11月1日から、職員の勤務時間の改正は平成30年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 医療職の別表を見ると3級の1の部長の職務、また4級の3に統括部長の職務というのが記載になっておりますけれども、統括部長になると4級ですからかなり給料が上がるわけですが、その一般の3級の部長と4級の統括部長の勤務というのはどれほど違いがあるのかということです。

副議長（三澤望太君） 暫時休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

（午後2時51分再開）

副議長（三澤望太君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院長。

病院長（石崎政利君） お答えいたします。

ここに書いてある診療部の部長といいますのは各診療科の長に当たるものでありまして、一定の年限を経たものを部長としております。統括部長というのは各診療科の部長職以外に病院全体にかかわる仕事をしているということで格付けに差をつけています。

副議長（三澤望太君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（三澤望太君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（三澤望太君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

### 第13 議案第14号

副議長（三澤望太君） 日程第13、議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

公立藤岡総合病院附属外来センターは、一般病床19床を有する診療所として平成17年4月1日に運営を開始し、今日まで患者サービスに努め運営をしております。

新病院の開院に伴い、附属外来センターの外来機能は公立藤岡総合病院として統合されることから、平成29年10月31日をもって廃止するものでございます。

施行日につきましては、平成29年11月1日でございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（三澤望太君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、多野藤岡医療事務市町村組合診療所事業の設置等に関する条例の廃止について、本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(三澤望太君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 第14 議案第15号

副議長(三澤望太君) 日程第14、議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合立老人介護支援センター事業特別会計条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(三浦真二君) 議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合立老人介護支援センター事業特別会計条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

老人介護支援センターにつきましては、当組合同規約の共同処理する事務として群馬県知事の許可をいただき、平成8年に訪問看護ステーション、老人保健施設とともに追加されたものでものごさいます。これに伴い、当該特別会計条例を制定いたしました。その後、平成12年に始まった介護保険制度など、高齢社会に対応する政策は大きく変わりましたので、今日まで当組合において老人介護支援センター事業は実施してまいりませんでした。

構成市町村の6月定例会において、当組合同規約の共同処理する事務から老人介護支援センターを除くことについてご承認をいただきましたことに合わせ、当該特別会計条例を廃止するものでものごさいます。

施行日につきましては、平成29年11月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長(三澤望太君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(三澤望太君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、多野藤岡医療事務市町村組合立老人介護支援センター事業特別会計条例の廃止について、本案は原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長（三澤望太君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

### 第15 議案第16号

副議長（三澤望太君） 日程第15、議案第16号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第16号、損害賠償の額の決定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件患者は、平成29年3月に右肺がんに対する胸腔鏡下右上葉切除の手術際に、手術後に多臓器不全で死亡されました。原因究明のため院内事故対策委員会において検討しましたところ、右肺動脈剥離操作の過程で右肺動脈に損傷を与え出血を来しました。止血のために右上葉切除から開胸し右肺全摘出術に変更したことに伴い、多臓器不全を生じた可能性が高いという結論に至りました。

この結論を踏まえ、ご遺族に対しまして、手術前の手術に対する危険性の説明不足及び右肺動脈走行の確認不足による血管損傷に対する病院の過失について謝罪及び説明を申し上げ、賠償責任について協議を進めてまいりましたところ、平成29年7月に賠償金2,120万円で承諾を得たものでございます。

なお、この損害賠償金につきましては、医師賠償責任保険により、保険会社から同額が病院事業会計に支払われる予定でございます。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長（三澤望太君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 41ページの損害賠償、80代の男性、2,120万円ということで、男性だと思いますけれども、群大でかなり大きな医療ミスとなりましたが、毎回そういう損害賠償の額が請求されておりますけれども、事故対策委員会で検討して、遺族に対して手術の前の手術に対する危険性の説明不足、また右の肺動脈の走行の確認不足によって血管を傷つけたということでもありますね。だから、医師による殺人と言っても過言ではありませんけれども、この中で医師に対する指導、また該当する医師の処分というのはいかにしたものかお伺いします。

副議長（三澤望太君） 病院長。

病院長（石崎政利君） ご質問に対してお答えいたします。

この件につきましては、もう少し詳しくご説明申し上げますと、手術前の状態と手術時の状態がかなり違っていたということです。手術前に画像で検査したときには、がんは大きさが2センチぐらいだったんですが、実際には大きさが5センチぐらいであった。もう一つは、胸腔鏡で見たところ非常に癒着が激しくて、それで剥離が困難で時間を要したということでもあります。

手術前の説明については、死亡を含めた危険性の説明をしてありますけれども、どうしても一般的な説明ということになってしまい、この患者さん個人に特化した説明になっていないことが因子としてあります。

それからもう一つは、腫瘍と血管との関係を、手術前に詳細に調べて確認すべきであるが、後日、事故委員会において検討した結果、できていないということでした。実際に、当院ではCTとかMRI、そういう機能を持った治療も既に入れているんですが、何しろ人員不足とか人材育成のおくれということで、実際にはその機能がうまく活かされていなかったということでございます。

したがって、そういった環境をつくったのは、病院の仕組み、システムの問題ということになりますので、これは病院としての責任ということで考えております。

追加いたしますが、個人の処分は考えておりません。

副議長（三澤望太君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 医師の手術というのは、群大でも、適さない、手術の腕がない新人にさせたので事故が起きたというように結構報道されておりますが、この藤岡の場合には、この医師というのはどれぐらいの経験かお伺いして、こういうことの手術がやるベテランの医師の部類に入っている人なのか、その点をお伺いします。

副議長（三澤望太君） 病院長。

病院長（石崎政利君） 個人情報にかかわることですけれども、この医師は十分な経験も持っておりますし、当院においても主体的に手術をしているわけでございます。

副議長（三澤望太君） ほかにご質疑ありますか。

（「なし」の声）

副議長（三澤望太君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

副議長（三澤望太君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号、損害賠償の額の決定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(三澤望太君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

## 第16 議案第17号

副議長(三澤望太君) 日程第16、議案第17号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) 議案第17号、平成29年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2条の収益的収入で、公立藤岡総合病院のその他医業外収益の増額、支出につきましては、公立藤岡総合病院の雑損失の増加による医業外費用の増額を計上するものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願いたします。

副議長(三澤望太君) 経営管理部長。

経営管理部長(三浦真二君) それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条収益的収入及び支出で、収入は第1款病院事業収益第2項医業外収益で2,120万円の増額補正であります。主な内容としましては、医療過誤賠償に対する保険金入金の計上によるものであります。

支出につきましては、病院事業費用におきまして2,120万円の増額補正であります。主な内容としましては、医療過誤賠償金支払いによる2,120万円の計上によるものであります。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

副議長(三澤望太君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(三澤望太君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

副議長(三澤望太君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。議案第17号、平成29年度多野藤岡医療事務市  
町村組合立病院事業会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決  
することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(三澤望太君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案どおり可決  
されました。

---

#### 字句の整理の件

副議長(三澤望太君) お諮りいたします。本会議で議決されました議案につきまして  
は、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要す  
のものにつきましては、その整理を副議長に委任されたいと思います。これに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(三澤望太君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は  
副議長に委任することに決しました。

---

#### 管理者あいさつ

副議長(三澤望太君) この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許  
します。管理者。

管理者(新井利明君) 平成29年第2回組合議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼の  
ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上ご決定いただきま  
して、心より感謝申し上げます。

新病院は11月1日に開院することになりますが、地域中核病院としての役  
割を果たすとともに、病院の健全経営により一層の努力をしてまいりますので、  
ご支援を賜りたいと存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましてはご自愛いただき、ますますご  
活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。  
本日はまことにありがとうございました。

---

#### 閉会

副議長（三澤望太君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時15分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

臨時議長 小 屋 淳

仮議長 反 町 清

副議長 三 澤 望 太

前議長 冬 木 一 俊

前副議長 松 本 賢 一

署名議員 中 澤 秀 平

署名議員 大久保 協 城